

凡例 時=日時 所=場所 容=内容 対=対象 条=条件 員=定員 数=数量 額=支給・助成額など 料=料金
募=募集期間・方法 受=受付 持=持参するもの 問=問い合わせ先

情報ひろば 12月

福祉

高齢社会課からのお知らせ

問 駅南庁舎高齢社会課

☎ 0857-20-3453

各総合支所市民福祉課(14ページ)

【応急軽度家事援助事業】

容 本人または介護者のケガや病気などによって一時的な生活支援が必要な場合、家事援助員を派遣 対 市民税非課税の概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者など 料 30分あたり80円(1カ月11時間以内)

【生活管理指導短期宿泊サービス】

容 養護老人ホームに宿泊し、生活習慣などの指導、体調の調整を図る▽利用施設：養護老人ホーム鳥取市なごみ苑(的場二丁目1)▽利用日数：年21日まで 対 生活機能の低下が認められ、要介護・要支援の状態になるおそれのある高齢者(要介護・要支援認定者は除く)で、家事などの基本的な生活習慣が十分でない人(家族介護者の心身のリフレッシュのための利用も可)

者の心身のリフレッシュのための利用も可)

料 基本708円/日(1泊2日は2日間と計算)、朝食380円/食、昼食・夕食各500円/食

【虐待高齢者保護サービス】

容 虐待の被害を受ける高齢者を施設で一時的(原則3カ月)に保護 対 生命に危機が認められる虐待の被害者で、他に頼るべき親族などがないと認められる高齢者 料 ▽基本料：3カ月間は無料、それ以降は708円/日 ▽食料：3カ月間は、朝食190円/食、昼・夕食各250円/食、それ以降は朝食380円/食、昼・夕食各500円/食

除雪応援隊の派遣

容 ひとり暮らしの高齢者などで除雪が困難で外出ができない世帯の孤立化を防ぐため、地域における除雪体制を整つまでの間、市職員で編成した除雪応援隊を派遣 対 ①災害時要援護者支援制度に登録されている世帯 ②災害時要援護者に準ずる人として認められる世帯 条 積雪量が5センチ以上であり、本人や家庭、地域で除雪できない場合に玄関から公道まで ※駐車場の除雪や屋根の雪下ろしなどは行いません。 募 電話にて問い合わせ先まで ※受付時間平日の8:30~15:00 ※除雪実施は、申込日の翌日以降の平日(午前中)とします。

※積雪前の事前予約は行いません。

問 駅南庁舎高齢社会課

☎ 0857-20-3451

問 駅南庁舎障がい福祉課

☎ 0857-20-3474

各総合支所市民福祉課(14ページ)

認知症の人と家族の集い

〜毎月第2金曜日開催〜

参加無料、事前の申込みは不要です。お気軽にご参加ください。
時 12月13日(金) 10:00~12:00
所 ささなか会館(富安二丁目)
問 鳥取中央地域包括支援センター
☎ 0857-20-3456
日 この認知症に関する相談は次の各センターでも受けています。
問 認知症コールセンター(毎週月~金)
☎ 0859-37-6611
問 認知症疾患医療センター(渡辺病院)
☎ 0857-39-1151

家族介護者の集い「スマイル・スマイル」

時 12月18日(水) 10:00~12:00
所 駅南庁舎地下第二会議室(富安二丁目)
対 家族介護者または介護に関心のある人 容 看取りについて 講師：鈴木妙さん(鳥取県看護協会)
料 2000円 募 12月12日(木)まで
問 スマイル・スマイル事務局(駅南庁舎鳥取中央地域包括支援センター内)
☎ 0857-20-3457

地域療育セミナー

発達に気がかりがあったり障がいのあるお子さんが、地域の支援でよりよく生活でき、地域で「つながる」ことの大切さについて一緒に考えましょう。
時 12月21日(土) 13:00~16:00
所 ささなか会館5階大会議室(富安二丁目)
対 子育てや療育に関心のある人 容 三木裕和さん(鳥取大学准教授)のお話、「子育て応援団」によるパネルディスカッションなど 募 電話またはファックスで問い合わせ先まで
問 子育て支援センター
☎ 0857-33-4012
☎ 0857-20-0144

第5回三障がい啓発大会

12月3日から9日までは「障がいの者週間」です。障がいや障がいのある人への関心と理解を深めるため、啓発大会を開催しますので、ぜひご来場ください。
時 12月8日(日) 10:00~11:30(受付開始9:30) 所 ささなか会館5階大会議室(富安二丁目) 容 講演「精神障がい・発達障がいについて」講師：原田豊さん(鳥取県精神保健福祉センター長)
問 駅南庁舎障がい福祉課
☎ 0857-20-3474

お知らせ

農業委員選挙人名簿の登録申請

条 本市に住所があり、平成6年4月1日以前に生まれた人で、次のどちらかに該当していること

①10アール以上の農地を所有・借り受けし、耕作の業務を営む人

②①の人と同居する親族またはその配偶者で、耕作に従事する日数が年間おおむね60日に達すると認められる人
募 申請書は12月上旬に郵送しますので、同封の返信用封筒で返送してください。なお、申請書が届かない場合は、

鳥取市農業委員会、各総合支所産業建設課およびJA各支店にある申請書をご利用ください。

▽提出期限：平成26年1月10日(金)

問 第二庁舎鳥取市農業委員会事務局

☎ 0857-20-3663

平成26年鳥取市成人式

時 平成26年1月3日(金) 14:00~(受付開始13:00) 所 とりぎん文化会館 梨花ホール 対 平成5年4月2日~平成6年4月1日に生まれた人(11月1日現在で本市に住所がある人に案内状を送付いたしますが、なくても入場できます) ※会場周辺道路は大変混雑しますの

で、公共交通機関を利用し余裕をもつてご来場ください。

※当日の式典、イベントの運営などのボランティアを募集しています。詳しくは、問い合わせ先まで。

問 第二庁舎生涯学習課

☎ 0857-20-3663

消防出初め式

時 平成26年1月12日(日) 9:00~11:30 所 鳥取西高グラウンド、久松公園お堀端 容 一斉放水、はしご登り、まことと古式ポンプ操法など ※当日は、お堀端周辺で交通規制を行いますので、ご協力をお願いします。

問 本庁舎危機管理課
☎ 0857-20-3118

第56回鳥取市民体育祭総合成績

全19種目で熱い戦いが繰り広げられました。多くの人にご参加いただきありがとうございました。総合成績上位3位までの結果は次のとおりです。

順位	グループ	所属校	
1位	Aグループ	Bグループ	Cグループ
2位	面影校区	津ノ井校区	修立校区
3位	浜坂校区	米里校区	倉田校区
3位	城北校区	中ノ郷校区	遷喬校区

成績の詳細は、市公式ウェブサイトをご覧ください。

問 第二庁舎体育課
☎ 0857-20-3371

家屋の取り壊し・用途変更

固定資産税は、毎年1月1日を基準日として課税されます。12月31日までに家屋の全部または一部を取り壊した場合、または事務所・店舗・倉庫から住宅に変わったなど家屋の用途を変更した場合は、税額が変更される場合がありますので、早急に下記へご連絡ください。

問 駅南庁舎固定資産税課 ☎ 0857-20-3424

市税豆知識 会社などを退職した時は…

市・県民税は、前年の所得に対して課税されます。そのため、市・県民税が給与天引き(特別徴収)されている人が退職した場合、残りの市・県民税の納付方法は次のようになります。

【6月~12月の退職】

退職時に一括納付する方法(退職する勤務先へ依頼してください)と、本人あてに送付する納税通知書で納付する方法(普通徴収)があります。

【1月以降の退職】

退職時に残りの税額を一括納付していただきます。一括納付できなかった場合は、本人あてに納税通知書を送付します。なお、すぐに新しい会社に就職し、引き続き特別徴収を希望される場合には、退職する勤務先の担当者へ申し出て手続きを行ってください。

問 駅南庁舎市民税課 ☎ 0857-20-3415

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

~年末調整や確定申告に~

1. 国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市民税などの社会保険料控除の対象になります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

2. 毎年11月初旬に送付

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、日本年金機構から11月初旬に送付されています。証明内容は、本年1月から9月30日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

納付忘れがある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

3. 2月初旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日以降に本年初めて保険料を納付される人については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。

問 鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311